
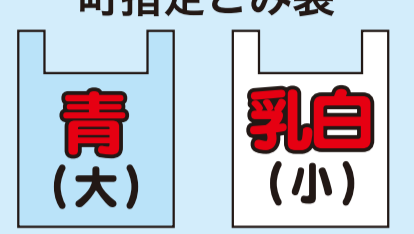


築上町 家庭ごみの出し方 築城地区

ごみに関するお問い合わせは 住民生活課へ ☎(56)0300



可燃性ごみ *正しく分別して、収集日の朝7時30分までに出してください。

分類	対象物品例	排出方法	収集日	注意事項
固形燃料化ごみ	 <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ●ペットボトル●紙パック●紙くず ●トレー類●紙おむつ●生花・枯葉●貝殻 <p>*可燃性ごみは焼却処分せず、RDF(固形燃料物)として生まれ変わり再利用されています。</p>	町指定ごみ袋  青袋に赤字 1枚 31円 乳白袋に赤字 1枚 16円	火曜日 金曜日	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは水分を切ってから出してください。 ●木切れや生花、剪定枝などは長さ20cm、直径1cm未満のものに限りませう。 ●ストッキングなどの長いものは30cm未満に切ってください。 ●紙おむつは汚物を取り除いてください。 <p>*金属類は絶対に入れないでください。</p>


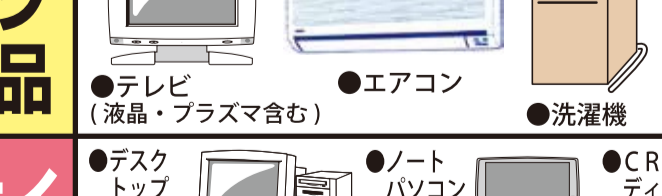

不燃性ごみ *正しく分別して、収集日の朝7時30分までに出してください。

分類	対象物品例	排出方法	収集日	注意事項
その他類	 <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック類●小型電化製品 ●飲料用以外のかん・びん ●皮革製品●カセットテープ類 ●おもちゃ <p>電球・蛍光灯は割らずに、他のごみとは別々の袋に入れてください。</p>	町指定ごみ袋  黄色袋に黒字 1枚 42円	月曜日	<ul style="list-style-type: none"> ●刃物や割れガラスなどは収集に危険のないように出してください。 ●スプレー缶は中身を全て使い切ってから可能な限り穴をあけて出してください。 ●なるべく種類別に分けて袋に入れてください。
飲料用のびん	 <ul style="list-style-type: none"> ●ジュース・酒類・調味料などの飲料用のびん <p>販売店へ返せる場合は返してください。</p>	町指定ごみ袋  透明袋に赤字 1枚 30円	水曜日 第1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ●中身をよく洗ってから袋に入れてください。
飲料用のかん	 <ul style="list-style-type: none"> ●ジュース・ビール、調味料・缶詰、お菓子などの飲料用のかん 	町指定ごみ袋  透明袋に緑字 1枚 42円	木曜日	<ul style="list-style-type: none"> ●中身をよく洗ってから袋に入れてください。 ●一斗缶は「その他類」の袋に入れてください。
資源ごみ	 <ul style="list-style-type: none"> ●新聞・雑誌などの古紙 ●衣類 ●ダンボール 	ひもで束ね、晴れた日に出してください。	月曜日	<ul style="list-style-type: none"> ●雨天の場合は、収集車が巡回しませんので出さないでください。
有害ごみ	 <ul style="list-style-type: none"> ●使用済乾電池 ●体温計(水銀使用) 	回収専用容器	随時	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設または自治公民館に設置の回収専用容器に入れてください。 ●使用済の体温計は住民生活課までご持参ください。

粗大ごみ ●収集月：可燃／4月・6月・8月・10月・12月・2月 *集積所は、裏面をご覧ください。 不燃／5月・7月・9月・11月・1月・3月

分類	対象物品例	排出方法	収集日	注意事項
粗大ごみ	 <ul style="list-style-type: none"> ●ふとん●ベッド●ソファー●タンス●棚類 ●机●いす●ストーブ●扇風機●自転車 ●剪定枝(長さ1m、直径30cm未満に束ねたもの) 	ごみシール  1枚 54円	第4水曜日	<ul style="list-style-type: none"> ●買い替える場合は、できるだけ業者に引き取ってもらってください。 ●剪定枝は、荒縄などの可燃性のひもで束ねて出してください。 ●ストーブは必ず灯油をぬいて出してください。

収集できないごみ

分類	対象物品例	注意事項
処理できないごみ	 <ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物(事業によって排出される一般ごみ以外の廃棄物) ●劇物・毒物 ●消火器 ●医療系廃棄物 ●農機具・農薬・農業用ビニールなど ●危険性引火物(燃料類・火薬・花火など) ●自動車部品(タイヤ・ホイール・バッテリーなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門の処理業者もしくは購入した販売店などに引き取ってもらえるようにしてください。 ●事業用ごみは、役場に相談してください。 ●農業系ごみは、販売店またはJAに相談してください。 ●産業廃棄物は、町の収集対象外です。
家電リサイクル法対象製品	 <ul style="list-style-type: none"> ●テレビ(液晶・プラズマ含む) ●エアコン ●洗濯機 ●冷蔵庫 ●冷凍庫 ●衣類乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> ●なるべく買い替えるお店または、過去に購入した販売店に出してください。 ●リサイクル料金(標準) ※メーカーによって異なる場合があります。
パソコンリサイクル法対象製品	 <ul style="list-style-type: none"> ●デスクトップパソコン ●ノートパソコン ●CRTディスプレイ ●液晶ディスプレイ <p>*プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA(携帯情報端末)は対象外です。 *回収は、各パソコンメーカーに申し込んでください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル費用 ○各パソコンメーカーにお問い合わせください。 ○平成15年10月1日以降に購入し、PCが表示されているパソコンは購入価格にリサイクル料金が含まれているため、費用負担はありません。

正しい分別に、ご協力お願いします。